

【西東京市の目標】

項目	平成 32 年度末の目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	保健、医療（病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者）、福祉関係者による協議の場の設置を、近隣自治体との連携・調整も含め、検討します。
在院期間 1 年以上の長期入院者の減少	平成 29 年度の入院患者数から 45 人の減少

（３）地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針
地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

地域生活支援拠点とは、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害者の地域での居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）の集約を行う拠点（面的な整備を含む）です。地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものとされています。

前計画では、地域生活支援拠点等について、「相談支援センター・えぼっく」や「基幹相談支援センター」（障害福祉課）を中心に、関係機関との連携を通してネットワークを形成し、障害者の地域生活を面的に支援する体制の構築を検討する旨を掲げていました。

西東京市では、地域自立支援協議会において、平成 29 年度末の整備を目指し、面的整備の方策について検討を重ねてきたところですが、国より、平成 32 年度末までの整備とすることの基本指針が示されたことから、この基本指針を踏まえ、今後改めて検討を行います。併せて、泉小学校跡地に整備予定の障害者福祉施設に、地域生活支援拠点の一定の機能を持たせることについて検討を行います。

地域生活支援拠点等の整備に向けては、全国的には、「緊急時の受入・対応」、「専門的人材の養成・確保」等の機能を備えることの難しさや、地域の社会資源の不足、整備・運営に係

る財源の確保等が課題だと指摘されています。特に、緊急時の対応においては、緊急駆け付け、受け入れ等に対応できる協力・連携体制の構築等も求められます。

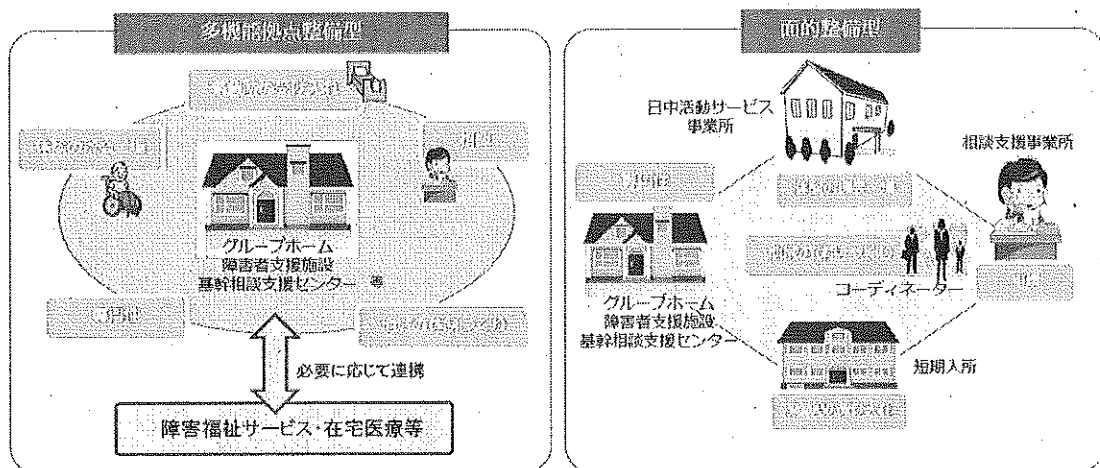
本計画では、これまでの関係機関との協議を踏まえて方向性をより具体的に検討し、平成32年度末までに地域生活支援拠点等を整備することを目標とします。

【西東京市の目標】

項目	平成32年度末の目標
地域生活支援拠点等の整備	泉小学校跡地に建設予定の障害者福祉施設の機能も含め、西東京市における地域生活支援拠点の方向性を定め、平成32年度末までに整備を行います。

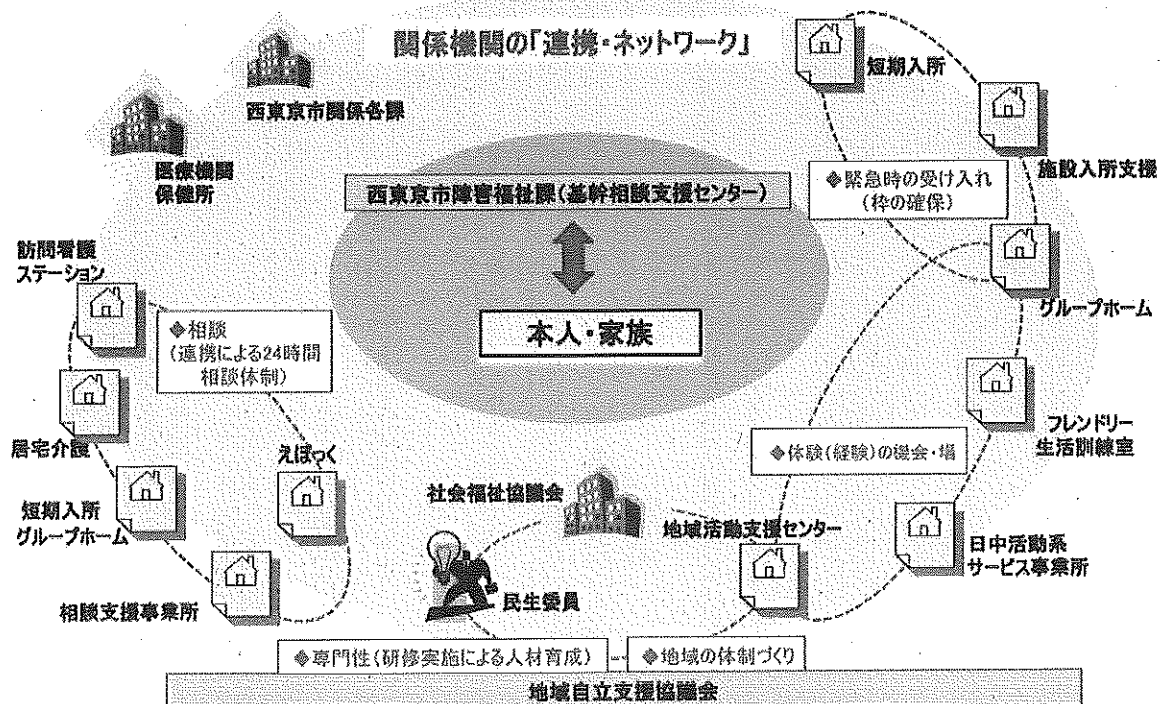
泉小学校跡地に整備予定の障害者福祉施設において、選定した事業者からは、地域生活支援拠点整備には具現的に社会資源をつなぐ有機的なネットワークが必要との提案があることから、一定の機能を持たせることを含め、関係機関との機能分担、連携の方策等について、検討してまいります。

地域生活支援拠点等の整備のイメージ



出典：厚生労働省資料

面的整備による地域生活支援拠点の整備 イメージ(案)



注：協議会開催時点でのイメージ図

出典：西東京市地域自立支援協議会（平成 28 年度第 3 回）資料

（４）福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。

就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すものとする。

就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。

